

令和4年度進学予定者への 事前申込の受け付けについて

1. 目的

令和4年度に進学を希望している低所得世帯に属する方が、就学するのに必要な経費（教育支援費）、及び入学に際し必要な支度を行う経費（就学支度費）について、世帯の状況から捻出が困難で、他からの貸付が受けられない場合、生活福祉資金（教育支援資金）借入の事前申込を受け付け、貸付けが適当であると認められる方について、進学希望校の可否決定前に貸付けの内定をすることで、その世帯が安定した生活を送ることができ、また生活意欲を助長することを目的としています。

2. 対象学校及び世帯

貸付けの対象とする学校は、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。以下「高等学校」という。）、大学、短期大学、専修学校の専門課程及び高等専門学校とし、これらの学校へ令和4年度から進学を希望する方の属する低所得世帯への貸付けとなります。

3. 貸付金の種類と貸付限度額

(1)教育支援費・・・貸付月額に就学月数を乗じた額の範囲内で、就学するのに必要な経費

ア 高等学校・・・月額35,000円以内

イ 高等専門学校・・・月額60,000円以内

ウ 短期大学・専修学校専門課程
・・・月額60,000円以内

エ 大学・・・月額65,000円以内

(2)就学支度費・・・入学に際し必要な支度を行う経費

500,000円以内

4. 事前申込受付期間

令和3年10月18日(月)～令和4年1月31日(月)まで

○注意点

- (1) 生活福祉資金貸付制度は他制度優先であるため、佐賀県育英資金（高等学校の進学者が対象）、日本学生支援機構第一種奨学金（大学又は高等専門学校の進学者が対象）への申込みを行うことを原則とし、優先される他貸付制度が決定した場合は、生活福祉資金の借入を辞退していただきます。
- (2) 母子世帯及び父子世帯は、佐賀県母子父子寡婦福祉資金の借入申込対象となるため、本制度の対象としません。
- (3) 事前申込受付期限（令和4年1月31日）を過ぎた申込みについては、通常の借入申込として取り扱うものとし、合格決定前の貸付はできないため、入学試験の合格決定後に貸付決定通知を行います。
- (4) 就学の為の支援費や学費等の校納金について、既に支払いが済んでいるものについては、貸付けの対象としません。
- (5) 上記教育支援費が不足し、特に必要と認められる場合は上限額の1.5倍まで貸付けできます。
- (6) 在学中の方の年度途中での借入申込については、随時、審査を行い採否の決定を行います。

5. 貸付の流れ

令和3年10月18日(月)～令和4年1月31日(月)までの期間に

居住地の市町社会福祉協議会で借入の申込を行う。



借入申込の内容を審査

※事前申込受付期間中、毎月末までに提出された申込を提出の翌月に審査会に諮ります。



貸付が適当と認められる場合は内定通知



貸付内定者からの合格通知書(写)の受理(随時)

※専願・推薦等の場合は随時



正式な決定通知書及び借用書等の発送



借用書等の提出書類の受理後、貸付金を借受人指定口座に送金

6. 申込みについて

- (1) 借入申込みを行う世帯の生計中心者が借受人となり、就学する者が連帯借受人となります。
- (2) 原則として連帯保証人1名を立てていただきます。
- (3) 借受人及び連帯保証人の年齢は原則として申込時に65歳未満、償還終了時点で75歳を超えないこととします。
- (4) 貸付けについては申込内容や借受人及び連帯保証人の償還能力を考慮し、適否の判断を行います。

7. お問い合わせ・相談窓口

市町社会福祉協議会名	電話番号	市町社会福祉協議会名	電話番号
佐賀市社会福祉協議会	☎0952(32)6670	吉野ヶ里町社会福祉協議会	☎0952(52)7831
唐津市社会福祉協議会	☎0955(70)2333	基山町社会福祉協議会	☎0942(92)3311
鳥栖市社会福祉協議会	☎0942(85)3555	みやき町社会福祉協議会	☎0942(81)6161
多久市社会福祉協議会	☎0952(75)3593	上峰町社会福祉協議会	☎0952(52)4930
伊万里市社会福祉協議会	☎0955(22)3931	玄海町社会福祉協議会	☎0955(51)3073
武雄市社会福祉協議会	☎0954(26)8013	有田町社会福祉協議会	☎0955(41)1315
鹿島市社会福祉協議会	☎0954(62)2447	大町町社会福祉協議会	☎0952(71)3001
小城市社会福祉協議会	☎0952(73)2700	江北町社会福祉協議会	☎0952(86)4317
嬉野市社会福祉協議会	☎0954(66)9131	白石町社会福祉協議会	☎0954(65)8960
神埼市社会福祉協議会	☎0952(59)2227	太良町社会福祉協議会	☎0954(67)0410

実施主体 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号 TEL 0952(23)5886 FAX 0952(25)2980